

議案第157号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成31年4月11日午後3時26分ごろ、渋川市北牧1089番地先国道353号において、総合政策部新政策課職員運転の公用車（群馬580つ5756）が南東に向かって走行中、公用車の前方を走行し、右折のため停車した[REDACTED]氏運転の普通乗用車（[REDACTED]所有者渋川市横堀228番地有限会社梅田設備代表取締役梅田聡彦）に気付くのが遅れたため、リアバンパー右後方部に接触し、同氏が負傷し、リアバンパーを破損したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定による和解及び同項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月30日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙 渋川市横堀228番地
有限会社梅田設備 代表取締役 梅田聡彦
[REDACTED]

(1) 甲は乙に対し、治療費223,652円、慰謝料319,200円、交通費4,788円、休業損害216,600円、文書費300円、車両修理費及び代車料445,996円、総額1,210,536円を支払う。

(2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

1,210,536円